

## 農業振興地域農用地区域からの除外スケジュール(3月～8月受付分)

3月	随時受付	<p><b>【除外申出】随時受付</b> 申請に必要な書類を市役所産業経済課に提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                 除外申請書・土地登記簿謄本・公図・位置図土地利用計画図(建物を建築する場合は建物平面図)・隣地承諾書(隣地が農地の場合)・土地所有状況調書・誓約書             </div>	農振除外
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月	意見聴取	<p><b>【関係団体から意見聴取】</b> 農業委員会・土地改良区(井水組合)・ぎふ農業協同組合・本巣郡森林組合</p>	
10月			
11月			
12月	市協議・県協議	<p><b>【本巣市農業振興地域整備計画促進協議会へ諮問】</b> 市から協議会へ諮問し、可否を決定する。</p> <p><b>【県との事前協議】</b> 岐阜地方農政企画会議(農振管理部会) ・岐阜農林事務所</p>	
1月			
2月	決定	<p>【①公告縦覧】30日間                      【②異議申立】15日間 【③変更協議】県知事への本協議   【④決定公告】計画変更認可の通知書を発送</p>	
3月			

### ＜参考＞農地転用スケジュール

4月以降	許可までに約2ヶ月	<p><b>【転用申請】</b> 農地法4・5条の転用許可申請(毎月10日締切)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>【協議】</b> 本巣市農業委員会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>【審議】</b> 岐阜県</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>【転用許可】</b></p>	農地転用
------	-----------	---	------

※このスケジュールはあくまで目安であり、申請の件数や内容により大きく前後する場合があります。

## 農業振興地域農用地区域からの除外スケジュール(9月～2月受付分)

9月	随時受付	<p>【除外申出】随時受付 申請に必要な書類を市役所産業経済課に提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                 除外申請書・土地登記簿謄本・公図・位置図土地利用計画図(建物を建築する場合は建物平面図)・隣地承諾書(隣地が農地の場合)・土地所有状況調書・誓約書             </div>	農振除外
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月	意見聴取	<p>【関係団体から意見聴取】 農業委員会・土地改良区(井水組合)・ぎふ農業協同組合・本巣郡森林組合</p>	
4月			
5月			
6月	市協議・県協議	<p>【本巣市農業振興地域整備計画促進協議会へ諮問】 市から協議会へ諮問し、可否を決定する。</p> <p>【県との事前協議】 岐阜地方農政企画会議(農振管理部会) ・岐阜農林事務所</p>	
7月			
8月			
9月	決定	<p>【①公告縦覧】30日間                      【②異議申立】15日間 【③変更協議】県知事への本協議    【④決定公告】計画変更認可の通知書を発送</p>	

### ＜参考＞農地転用スケジュール

10月以降	許可までに約2ヶ月	<p>【転用申請】 農地法4・5条の転用許可申請(毎月10日締切)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【協議】 本巣市農業委員会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【審議】 岐阜県</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【転用許可】</p>	農地転用
-------	-----------	---	------

※このスケジュールはあくまで目安であり、申請の件数や内容により大きく前後する場合があります。